

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

藤沢市長

鈴木 恒夫

藤沢市条例第 30 号

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を改正する条例

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例（昭和 50 年藤沢市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 体育室及び会議室の使用料の表中

1, 3 7 0 円	2, 0 0 0 円	3, 0 4 0 円
6 9 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 2 0 円
2, 7 6 0 円	3, 3 0 0 円	3, 5 0 0 円
1, 3 8 0 円	1, 6 5 0 円	1, 7 5 0 円
2 4 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円

を

2, 5 0 0 円	3, 4 0 0 円	4, 9 0 0 円
1, 2 5 0 円	1, 7 0 0 円	2, 4 5 0 円
4, 4 5 0 円	5, 3 0 0 円	5, 6 0 0 円
2, 2 3 0 円	2, 6 5 0 円	2, 8 0 0 円
4 0 0 円	4 5 0 円	5 0 0 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた太陽の家の体育室及び会議室の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた太陽の家の体育室及び会議室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。